

令和3年1月29日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内 田



石狩市国民健康保険税の改定について（答申）

令和2年12月23日付け石国保第928号で諮問のあったこのことについて、当協議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

当協議会は、令和2年12月23日開催の第2回運営協議会において、北海道から示された仮係数における令和3年度国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）に対して、国民健康保険税の収入見込額がおよそ4,200万円不足するとの説明を受け、将来の安定運営のためには税率改定はやむを得ないと判断した。

しかしながら、今般開催された第3回運営協議会において、令和3年1月15日付けで北海道から示された確定係数による納付金については、当初対象外であった激変緩和分が措置の対象となったことなどにより、不足額が大幅に圧縮される見通しになったとの説明を受けた。

当協議会は、この状況を踏まえるとともに、コロナ禍という社会情勢も考慮しつつ再度議論を行い、その結果、令和3年度における税率改定は見送ることが妥当との結論に至った。

ただし、本市国民健康保険の財政状況は、将来に向けていくつかの不安要素を抱えていることから、今後の安定運営のために付帯意見を添えて答申する。

【付帯意見】

近年の国民健康保険事業は、被保険者数が減少傾向にある一方、高齢化などの要因により医療費は増加傾向にあることから、被保険者の負担は増加傾向にある。

こうした状況は本市においても同様であるが、都道府県化に伴う「激変緩和措置」や「前期高齢者納付金精算分」といった財源により納付金が圧縮されていることで、今年度につき令和3年度についても税率引き上げを回避できる見込みとなっている。

しかしながら、「激変緩和措置」については令和3年度をもって、「前期高齢者納付金精算分」については令和5年度をもってそれぞれ措置が終了となることから、将来に向けた安定運営のため、収納率向上や医療費適正化等のこれまでの取組に加えて、下記の事項に適切に取り組むよう要望する。

1. 税率改定のあり方

毎年、北海道から納付金が示された際には、それを賄うために必要となる国民健康保険税及び次年度の収納見込額を適切に見積もり、その結果、不足が見込まれる場合には、その総額を税率改定によって賄うことを基本とすること。

ただし、被保険者の負担が急激に増加することが見込まれる場合には、運営基金の活用等の負担軽減策を検討すること。

2. 運営基金の適切な活用

令和元年度から積み立てている運営基金については、現在高が5,000万円程度であり収支補填財源としては心もとなく、税率改定が必要となった場合の圧縮財源として安易に取り崩してしまうようなことがあれば、突発的な収支不足に対応できず、赤字決算に陥ることも懸念される。

基金を活用する場合には、収支不足額の規模や税率改定状況等を勘案し、効果的な負担軽減策となるよう適切な運用に努めること。